

令和7年度からのつばさ小学校児童の通学における安全確保の検討について

通学体制を検討した後は、通学の安全確保に関して、検討し、実施する必要があります。

なお、このことについては、つぎの法的根拠があります。

- 学校は、児童生徒の安全確保を図るため（通学含む）、「学校安全計画」を策定し、実施しなければなりません。（学校保健安全法第27条）
- 学校は、児童生徒の安全確保を図るため、保護者と連携を図るとともに、地域住民とも連携を図るよう努めるとされています。（学校保健安全法第30条）

通学途上の児童生徒の行動等は、保護者に責任があるわけですが、通学の安全確保に関しては、道路や交通環境等の整備は町や警察が努め、また児童生徒への指導は学校が努め、さらに見守りなどは保護者が努めるほか、状況によっては地域住民の協力まで必要となります。よって、この課題の対応は、各学校を中心に保護者、地域の実情に詳しい地域住民等が互いに協力し合いながら対応すべきものと考えます。この取組みは、**コミュニティスクール（※学校運営協議会）**を活用することが効果的と考えます。

※ コミュニティスクールとは、学校運営等に必要な支援に関して協議する機関です。保護者、地域住民等が参画し、学校支援を促します。

通学における安全確保の具体的な検討は、一例として、つぎのような進め方があると思います。

- 1 学校は、コミュニティスクールにおいて、検討案件として通学上の安全確保について提起し、保護者（代表者はPTA会長）、地域（代表者は各地区の代表区長）などと認識の共有化を図ります。

PTA会長、代表区長は、それぞれの会員に、周知を図ります。



- 2 保護者は、通学路を確認します。（基本的には、徒歩通学圏内がメインと考えます。）



- 3 保護者は、確認内容を取りまとめます。次の1)2)の視点から
- 1) 危険箇所 → どの場所にどのような危険があるか。
- 2) 人的配置など → 児童の安全を確保するには、どの場所にどのような人的支援（※人数も含め）が必要か。
- ※例えば、交通指導員、スクールガード(立哨当番、見守りなど)、子供110番など



- 4 保護者は、通学路の確認内容を、学校、地域に報告し、情報の共有化を図ります。



- 5 保護者は、危険箇所について、必要に応じて改善要望書にまとめ、学校を通して教育委員会へ提出します。



- 6 保護者は、通学上の安全確保に伴う人的配置などについて、地域と協議して、必要に応じて応援を求めます。



- 7 学校、地域は、通学上の安全確保に関し、必要に応じて、地域住民にボランティアを募ります。



- 8 学校は、保護者、地域との検討結果を踏まえながら、通学上の安全確保の体制（※）を構築し、「学校安全計画」に取りまとめま。

※例えば、〇〇交差点に朝夕〇名ずつの立哨当番、下校時の児童の見守り
〇〇方面に〇名配置など

統合協議会では、つばさ南・つばさ北小のコミュニティスクールでの検討結果を踏まえながら、令和7年度からのつばさ小学校「学校安全計画」を取りまとめることとします。